

2020年9月7日

お客様各位

株式会社玉子屋

### 食中毒事故に関するご報告とお詫び

この度、弊社本社工場で製造した日替わり弁当で食中毒事故が発生したことにより、本日、大田区保健所より営業停止処分を受けました。発症されたお客様とご家族の方々には多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを改めまして心より深くお詫び申し上げます。また、多くのお客様、関係者の皆様にご心配、ご迷惑、ご不便をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。なお、体調不良のお申し出がありましたお客様には、現在誠心誠意対応させていただいております。

#### 1. 食中毒事故の発生について

9月2日に公表させていただきました通り（弊社ホームページ「ご報告とお詫び」）、本社工場製造（8月28日）の日替わり弁当で食中毒が発生し、保健所の調査によりますと155人のお客様が腹痛、下痢などを発症する事態となりました。

弊社では9月3日から同工場での製造を自主的に停止するとともに、保健所の調査に協力してまいりました。本日、病因物質は特定されてはおりませんが共通して同工場製造の日替わり弁当を喫食されたことが判明したため行政処分が確定いたしました。

なお、本社工場の休止期間は、所在地及び製造従事者の異なる第二工場（東京都大田区中央 8-39-10）での製造に切り替え、一部のお取引先様へ対応させていただいております。生産能力に限りがあるため、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 2. 対象工場と処分の内容について

- ①対象工場 : 本社工場（東京都大田区中央8-44-7）
- ②所轄保健所 : 大田区保健所
- ③処分内容 : 営業停止 2020年9月7日から2020年9月9日までの3日間
- ④処分理由 : 食品衛生法第6条第三号及び第50条の2第2項
- ⑤病因物質 : 不明
- ⑥原因食品 : 不明

#### 3. 再発防止について

同工場の再開にあたりましては、この度の事態を厳粛かつ重大に受け止め、保健所と連携を密に取り本件発生原因の特定に取り組みます。また、病因物質は不明ではありますが専門業者による施設・設備・調理器具の清掃、洗浄、消毒を徹底的に行いました。その上で調理マニュアルの再点検、衛生管理体制の見直し、従業員の健康状態確認の徹底など、今まで以上に最大限の再発防止策を講じる所存です。

#### 4. お問い合わせ先について

【お客様窓口】 お客様相談室 03-3754-6167 11時～18時（土日祝除く）

以上